

カワサキ会計事務所だより

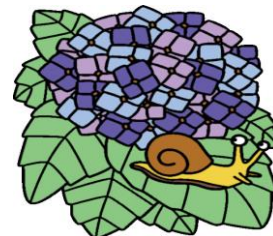
令和3年 6月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

6月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収第1期
国民健康保険税 第1期

長崎市ホームページより



贈与税(暦年課税)について

(1) 贈与税の申告をする必要がある人

1月1日～12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除く)を受けた人は、その贈与を受けた財産について、「暦年課税」または「相続時精算課税」を適用して申告する必要がありますが、一般的な暦年課税についてご紹介します。

(2) 暦年課税の概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の合計額)を基に贈与税額を計算する方式です。この方式の基礎控除額は毎年110万円なので、例えば1月1日から12月31日の1年間に2人から60万円ずつ贈与を受けたり、1人から60万円を2回贈与されていれば贈与税の申告をしなければなりません。

(3) 適用される税率

① 一般税率

直系尊属以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳未満である場合には「一般税率」が適用されます。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額		10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

例: 贈与財産500万円の場合

500万円 - 110万円(基礎控除) = 390万円 $390万円 \times 20\% - 25万円 = 53万円$ (上記表「400万円以下」に該当)

② 特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」が適用されます。

* 直系尊属: 父母・祖父母など自分より前の世代で、直通する系統の親族。養父母も含まれます。叔父・叔母・配偶者の父母・祖父母は含まれません。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額		10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

(4) 申告時期

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までです。

< 税務署に提出する書類への押印を見直し! >

申告書や申請書など税務署へ提出する書類については、これまで押印が必要とされてきましたが、令和3年4月より一部の手続きを除き押印が不要となりました。

この押印については、令和3年度税制改正において見直しが行われ、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務を廃止することになりました。

契約書に押印がない場合は? 「私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。」(R2.6.19内閣府・法務省等) 「特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。」とされています。